

ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例  
の制定について

ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

議会議員 竹村雅夫

同 西 智

同 東木久代

同 味村耕太郎

同 有賀正義

同 西川誠志

同 甘粕和彦

同 原田建

同 森井健太郎

ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例

人は、みな誰かから身体や心のケアをされて生きてています。人生の中では、誰もがケアをされる側にもケアをする側にもなります。ケアは、人と人との関係をつなぐ大切な行為です。

しかし、そのケアをケアラーだけが担って孤立することによって、心身の健康を害したり、人生の選択に困難が生じ自分らしい人生を諦めたりするようなことがあってはなりません。ケアを必要とする当事者への社会的な支援が十分に得られるよう努めるとともに、ケアをされる人もケアをする人もどちらもが大切にされ、夢と希望を持って健康で文化的な自分らしい人生を送ることができるよう、社会の仕組みを整えていくことが必要です。

ケアをされる人とケアをする人の声や希望を政策に反映し、「誰一人取り残さな

い」藤沢をつくることを目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、ケアラー及びケア対象者を社会全体で支えるため、ケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」という。）に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者、関係機関及び学校等の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) ケアラー 高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話などの援助（以下「介護等」という。）を提供する者をいいます。
- (2) ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者をいいます。
- (3) 若者ケアラー ケアラーのうち、18歳からおおむね40歳に達するまでの者をいいます。
- (4) ビジネスケアラー ケアラーのうち、主として仕事をしている者をいいます。
- (5) ケア対象者 ケアラーから介護等の提供を受ける者をいいます。
- (6) 市民等 市内に居住する者、通勤する者及び通学する者をいいます。
- (7) 事業者 市内で事業活動を行う者をいいます。
- (8) 関係機関 介護、医療、教育、就労、児童の福祉、障がい者、障がい児又は生活困窮者の支援その他これらに類する分野の業務を行い、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関をいいます。
- (9) 学校等 関係機関のうち、ヤングケアラー又は若者ケアラーと関わり、又は関わる可能性がある学校その他教育に関する業務を行う機関をいいます。
- (10) 民間支援団体 ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体をいいます。

(基本理念)

第3条 ケアラー支援は、全てのケアラーとケア対象者が、個人としてその意思を尊重され、将来に夢と希望を持って健康で文化的な生活を営むことができるよう

に行われなければなりません。

- 2 ケアラー支援をするに際しては、ケア対象者及びその家族等に対する包括的な支援が行われなければなりません。
- 3 ケアラー支援は、市、市民等、事業者、学校等を含む関係機関、民間支援団体等の多様な主体が互いに連携しながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければなりません。
- 4 ヤングケアラーに対する支援は、市、市民等、事業者、学校等を含む関係機関、民間支援団体等の多様な主体が互いに連携しながら、子どもの権利が最大限に尊重され、心身の健やかな成長及び発達並びに適切な教育の機会が確保されるように行われなければなりません。
- 5 若者ケアラーに対する支援は、その時期が子どもから社会人への移行期であること及び社会生活上の重要な選択がなされることの多い時期であることを踏まえて行われなければなりません。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育又は児童の福祉に関する制度その他ケアラー支援に関する制度を勘案し、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとします。

- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、ケアラーの意向を尊重するとともに、市、市民等、事業者、学校等を含む関係機関、民間支援団体等と相互に連携を図るものとします。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが安心して暮らすことができる地域づくりに努めます。

- 2 市民等は、ケアラー支援に関する市の施策及び事業者、学校等を含む関係機関、民間支援団体等の活動に協力するよう努めます。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラー支援に関する市の施策に協力す

るよう努めます。

- 2 事業者は、雇用する従業員がビジネスケアラーである可能性があることを認識し、当該従業員がビジネスケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、当該従業員が勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めます。

(関係機関の役割)

第7条 学校等を除く関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラー支援に関する市の施策に協力するよう努めます。

- 2 学校等を除く関係機関は、日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、その業務を通じて関わりのある者等がケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、その業務において当該ケアラーの健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性を把握するよう努めます。
- 3 学校等を除く関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、適切な他の関係機関、民間支援団体等への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めます。

(学校等の役割)

第8条 学校等は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラーサー支援の必要性についての理解を深め、ケアラー支援に関する市の施策に協力するよう努めます。

- 2 学校等は、日常的にヤングケアラー及び若者ケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がヤングケアラー又は若者ケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、教育の機会の確保に係る状況、健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性を把握するよう努めます。
- 3 学校等は、支援を必要とするヤングケアラー及び若者ケアラーからの相談に応じるとともに、当該ヤングケアラー及び若者ケアラーに対し、市、関係機関、民間支援団体等と連携し、必要な支援を行うよう努めます。

(ケアラー支援計画)

第9条 市は、第4条の規定によりケアラー支援に関する施策を実施するためのケアラー支援計画（以下「支援計画」という。）を策定するものとします。

(ケアラー支援協議会の設置)

第10条 市は、支援計画に関すること及びケアラー支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について意見を求めるため、藤沢市ケアラー支援協議会（以下「協議会」という。）を設置します。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(広報及び普及啓発の促進)

第11条 市は、広報及び普及啓発を通じて、市民等、事業者、学校等を含む関係機関、民間支援団体等が、ケアラーが置かれている状況についての理解及びケアラー支援に関する知識を深め、社会全体からケアラー支援が推進されるよう、必要な施策を講じるものとします。

2 市は、ケアラーが自らの置かれている状況について理解し、必要な支援を求めることができるようするため、市民等、事業者、学校等を含む関係機関、民間支援団体等に対し、ケアラー支援についての普及啓発その他の必要な措置を講じるものとします。

(早期発見)

第12条 市、事業者、学校等を含む関係機関、民間支援団体等は、ケアラーを見しやすい立場にあることを認識し、早期発見に向けた情報の共有を図るとともにケアラーが置かれている状況を把握するよう努めます。

(財政上の措置)

第13条 市は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとします。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

提案理由

この条例を提出したのは、ケアをされる人もケアをする人もどちらもが大切にされ、夢と希望を持って健康で文化的な自分らしい人生を送ることができるよう、ケアラーに対する支援に関する基本理念を定め、ケアラー支援に関する施策の総合的

かつ計画的な推進を図る必要による。